

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和七年三月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
〇八ＣＮ〇五	平成十四年一月三十日	令和七年二月二十五日	抵抗体温計	欧姆龍（大連）有限公司 第二工場	中華人民共和国遼寧省 大連経済技術開発区東北二街二十八号
二八ＣＮ一三	平成二十六年十二月二十二日	令和七年二月二十五日	血圧計第一類	欧姆龍（大連）有限公司 第二工場	中華人民共和国遼寧省 大連経済技術開発区東北二街二十八号